

**訪問看護契約書
契約書・重要事項説明書**

訪問看護ステーションほうじょう重要事項説明書

(1) 事業の目的

株式会社ライフネットが開設する訪問看護ステーションほうじょう（以下「ステーション」という。）が行う指定介護訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

1. ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

(3) 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 089-993-2222（代表）（午前8時30分から午後5時30分まで）

FAX 089-993-2223

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

(4) 株式会社ライフネットの概要

1) 訪問看護事業者の指定番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	訪問看護ステーションほうじょう
所在地	愛媛県松山市北条辻773番地8
事業所番号	3861190852
通常の事業の実施地域	松山市(旧北条市地区,堀江地区,和気地区)・今治市(菊間町のみ)

2) 事業所の従業員体制

管理者(兼務)	常勤 1 名	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定と遵守させるため必要な指揮令を行います。
看護師	9 名	看護師等(准看護師は除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
准看護師	2 名	
理学療法士	1 名	
作業療法士	5 名	

3) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日(8:30~17:30) 土曜日(8:30~12:30) 祝日・(12/30~1/3)を除く
-----	--

(5) 訪問看護サービスの提供方法、内容

【提供方法】

- 1) 受給資格等の確認
訪問看護提供に際しては、被保険者証を確認し認定審査会意見が記載されている時は、その意見に配慮して訪問看護を提供する。
 - 2) 心身の状態等の把握
訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議に通じて、利用者の心身の状態、環境、他の保健医療サービスの利用状況などの把握に努める。
 - 3) 居宅介護支援事業者等との関係
主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
 - ① 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。
 - ② 訪問看護サービスは*定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切な評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。
 - 5) 居宅サービス計画等の変更の援助
利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
 - 6) 主治医との関係
訪問看護提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けなければならない。また訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供し、訪問看護の提供に当たって、主治医との密接な連携を図る。
 - 7) 説明と同意
訪問看護の提供の開始に際し、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込書の同意を得ることとする。
- * 「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期限 6 ヶ月以内であることを踏まえ、当事業所での看護職員による訪問は、利用者の状態により必要頻度をご相談させていただきます。

【内容】

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 血圧、体温、脈拍測定など、健康状態の観察
- 二 食事、排泄、清潔（入浴）など日常生活の援助、助言
- 三 褥瘡予防・処置
- 四 カテーテルなど医学的管理
- 五 生活に即したリハビリテーションの指導・訓練
- 六 ターミナルケア
- 七 療養生活や介護方法の指導
- 八 その他医師の指示による医療処置

（６）利用料及びその他の費用

訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

サービス利用料（介護保険）

看護師（准看護師の場合 1 割減）

20分未満	1 割	314円／回
	2 割	628円／回
	3 割	942円／回
30分未満	1 割	471円／回
	2 割	942円／回
	3 割	1,413円／回
30分以上 1 時間未満	1 割	823円／回
	2 割	1,646円／回
	3 割	2,469円／回
1 時間以上 1 時間30分未満	1 割	1,128円／回
	2 割	2,256円／回
	3 割	3,384円／回

※看護職員による20分未満の算定要件

○20分未満の算定がある週では、1回以上は保健師又は看護師の20分以上の訪問看護が必要。

○利用者からの連絡に対応できる24時間訪問看護体制がある。（緊急時訪問看護加算の届出要）

・吸引、導尿、経管栄養等、医療処置の実施が目的。単に状態確認では算定できない。（緊急訪問以外）

作業療法士・理学療法士

1 回あたり (※ 1 回あたり20分)	1 割	294円／回
	2 割	588円／回
	3 割	882円／回

※ 1 日に 2 回を超えて実施する場合、1 回あたり 265 円（2 割負担の方 530 円・3 割負担の方 795 円）となります。1 週間に 6 回を限度とします。

加算

緊急時訪問看護 加算（Ⅰ）	1 割	600円／月	利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある
	2 割	1,200円／月	
	3 割	1,800円／月	
特別管理加算 （Ⅰ）	1 割	500円／月	・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・ 菅カニューレを使用している状態 ・ 留置カテーテルを使用している状態
	2 割	1,000円／月	
	3 割	1,500円／月	
特別管理加算 （Ⅱ）	1 割	250円／月	・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 ・ 人工肛門又は人工膀胱を配置している状態 ・ 真皮を超える褥瘡の状態 ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められた状態
	2 割	500円／月	
	3 割	750円／月	
ターミナルケア 加算	1 割	2,000円	利用者の死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）
	2 割	4,000円	
	3 割	6,000円	
初回加算（Ⅰ）	1 割	350円／月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合は初回加算（Ⅰ）、退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合は初回加算（Ⅱ）を算定。
	2 割	700円／月	
	3 割	1050円／月	
初回加算（Ⅱ）	1 割	300円／月	
	2 割	600円／月	
	3 割	900円／月	

退院時共同指導 加算	1 割	600円／回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入院中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合 病院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1 回（特別な管理を要する者である場合、2 回）
	2 割	1,200円／回	
	3 割	1,800円／回	
看護・介護職員連携強化加算	1 割	250円／月	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合
	2 割	500円／月	
	3 割	750円／月	
処遇改善加算	合計自己負担額の 1.8%		職員の処遇を改善するために賃金改善や資の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算。

（処置料） 死後の処置料10,000円

交通費

居宅訪問時に要する交通費はいたしません。

（７）通常の事業の実施地域

実施地域は、松山市（旧北条市地区、堀江地区、和気地区、）、今治市（菊間町のみ）とします。

（８）苦情の対応

1 当社の提供しているサービスについてのご相談と苦情に、迅速に対応します。

担当者 正藤 孝一

電話089-993-2222

2 円滑迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情があった場合は、迅速に相談担当者は管理者に相談し、利用者又はその家族に直接話を聞くことにより詳しい事情を把握します。
- (2) 管理者は関係従業者及び相談担当者から事情を聴取の上、事案を検討し、利用者への説明・回答を行います。
- (3) 必要な場合にはサービス提供体制の改善およびその他当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡を速やかに行い、再発防止に努めます。
- (4) いずれの場合も、苦情を受け付けた翌日までに対応を行います。
- (5) 苦情の記録は台帳に保管し、今後の再発防止に役立てます。

3 次の機関に対しても苦情の相談をすることができます。

- ・ 愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地 松山市高岡町 1 0 1 番地 1

電話番号 089-968-8700

受付日時 平日：8時30分～17時15分

- ・ 松山市福祉推進部指導監査課

所在地 松山市二番町四丁目 7 番地 2

電話番号 089-948-6968

受付日時 平日：8時30分～17時15分

- ・ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 松山市持田町三丁目 8 番 1 5

電話番号 089-998-3477

受付日時 平日：9時～12時 13時～16時30分

(9) 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

(10) 虐待防止の推進

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその発生を防止するための担当者を定め、委員会の実施、指針の設備、研修の実施を適宜行います。

虐待防止に関する担当者： 正藤 孝一

(1 1) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

2. 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(1 2) 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(1 3) 衛生管理対応

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(1 4) ハラスメント対応

事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(15) 緊急時における対応

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて緊急応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

主治医	医療機関名称	
	主治医	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	TEL	

訪問看護契約書

_____(以下「利用者」といいます)と訪問看護ステーションほうじょう
(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて、
次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護サービスを提供し、利用者はその
サービスに対する料金を支払います。

第2条（事業者の重要事項説明義務）

事業者は、この契約の締結に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、事業
運営規定の概要、訪問介護従事者などの勤務体制等、利用申込者のサービスの選択に
資すると認められる重要事項を記載した「重要事項説明書」を交付して、これらの事
項を説明します。

第3条（訪問看護サービスの基本内容）

1. 事業者は、利用者のかかりつけ医の指示および訪問看護計画に基づき、その保健
師、看護師、准看護師、理学療法士、もしくは作業療法士が、利用者の居宅を訪
問して、訪問看護サービスを実施します。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までと
します。但し契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場
合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第5条（サービス計画）

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況およびその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って訪問看護計画を作成し、利用者およびその家族に説明のうえ交付します。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更を行い、利用者およびその家族に説明するものとします。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、「サービス実施記録」をサービスの提供に関する記録として整備し、この契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者が保管するサービス実施記録を閲覧することができ、また、その写しの交付を求めることができます。

第7条（料金およびその変更）

1. 利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用料金により計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の支払額を翌月 15 日までに _____ の方法で支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
5. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより料金の変更ができます。
6. 利用者が料金の承諾をする場合、新たな料金による契約書別紙を作成し、双方が記名押印します。
7. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約できます。

第8条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対し1週間の予告期間をもって文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむをえない理由がある場合は、1週間以内の通知でも解約できます。
2. 利用者は、事業者の不法行為、守秘義務の違反、正当な理由のないサービスの提供拒否、事業者の破産の場合はただちにこの契約を解約することができます。

第9条（事業者の解約権）

1. 利用者が料金を2ヶ月分以上滞納し、料金支払の催告にもかかわらず、1ヶ月以内に支払われない場合、文書で通知することによりこの契約をただちに解約できます。
2. 事業者は、利用者またはその家族などの著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、文書により、この契約をただちに解約することができます。この場合、事業者は、利用者の心身の状況やその置かれている状況を踏まえ、介護支援専門員や市町村への連絡を行います。
3. 事業者は、やむをえない事情がある場合は、1ヶ月の予告期間をもって理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、事業者は、利用者の心身の状況やその置かれている状況を介護支援専門員や市町村等への連絡を行います。

第10条（天災等不可抗力）

1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、利用者は既に実施したサービスについては所定の利用料金を事業者を支払うものとします。

第11条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者について要介護認定区分が要支援、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者の死亡、または介護保険の被保険者の資格を喪失した場合

第12条（損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供にあたって利用者およびその家族の生命・身体・財産などの損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
2. 利用者またはその家族などが、事業者のサービス従業員に対し、生命・身体・財産などの損害を与えた場合には、その損害賠償の請求をされることがあります。

第13条（秘密保持）

1. 事業者および事業者のサービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密・個人情報については、利用者、第三者または事業者にサービス従事者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。
2. 事業者は、あらかじめ利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、情報提供をすることができます。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に居宅サービスの提供をおこなっているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師および家族に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

第15条（身分証携行義務）

事業者のサービス従事者は、身分証を常に携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（連携）

事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に務めます。

第17条（苦情対応）

1. 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
2. 事業者は、利用者が苦情申し立てなどを行なったことを理由として何らの不利益な取扱いをしません。

第18条（契約外事項）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. この契約及び介護保険法などの関係法令で定められていない事項については、介護保健法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合の裁判所は、この契約書に記載の利用者の住所地を管轄する裁判所とします。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書及び重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 愛媛県松山市北条辻773番地8

名 称 株式会社ライフネット

訪問看護ステーションほうじょう

説明者 氏名 正藤 孝一

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての契約書及び重要事項の説明を受けその内容に同意します。

本契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し甲・乙が合意の後、電子署名を施して乙は書面（又は電磁的記録）を、甲は電磁的記録をそれぞれ保管する。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

同意書

訪問看護ステーションほうじょう 殿

私儀、この度貴事業所サービスを利用するにあたり、下記の事項について私および私の
家族の個人情報を開示することに同意いたします。

記

1. 契約者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関等に契約者に関する心身の
状況等の情報を提供すること並びにそれに付随して家族の情報を提供する事。
2. 契約者のよりよき介護のために、種々のサービス利用開始時や介護支援専門員の
主催するサービス担当者会議において、介護サービス事業者等に、契約者およびそ
の家族の個人情報を用いる事。

契約者

代筆者

家族代表

続柄

続柄

同意書

(緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算)

訪問看護ステーションほうじょう 殿

- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションの24時間連絡体制により、緊急時の場合等に電話による相談又は、訪問看護を利用することを希望するため、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、 _____ の管理や相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、亡くなる前、14日以内に2回以上ターミナルケア（訪問看護）行った場合ターミナルケア加算を算定することに同意します。

利用者

住所

氏 名

同意者

住所

氏 名

続 柄